
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.260 2021/3/1

1 食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出について

2月26日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。これは、「食品表示法第10条の2第1項の規定に基づく食品の自主回収の届出」を新たに定め、その運用を示したもので、その主な内容は次のとおり。

また、食品表示法違反等の食品について、食品衛生上の問題がなく、かつ表示の是正をすることが可能な場合においては、表示の是正を行った上で、食品としての利用を図るなど、過剰な回収による食品ロスにつながらないように、併せて食品関連事業者等へ助言するようにとしている。

届出の対象は、食品表示法第10条の2第1項に定めるとおり、食品関連事業者等が、食品表示法第6条第8項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令で定める事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、自ら当該食品を回収した場合とする。なお、消費期限及び賞味期限を超過した食品であっても、同様に自ら当該食品を回収した場合、届出を要することに留意すること。

また、食品関連事業者等が、食品の自主回収の届出を既に行っている場合であっても、当該食品による消費者の生命又は身体に対する危害が報告されている場合には、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事等は、法第6条第8項の規定に基づき、回収等の命令の措置を検討すること。

なお、法第10条の2第1項の規定によらないものの、アレルゲンのうち「特定原材料に準ずるもの」の表示不備を理由として食品関連事業者等が自主回収を行った場合、当該食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、消費者の生命又は身体に対する危害の発生防止の観点から、当該食品関連事業者等に対し、積極的な届出を促すこと。

食品の自主回収の届出に当たっては、食品衛生法第58条第1項の規定に基づく届出と同様に、厚生労働省の電子申請システムの活用を推奨すること。

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/023281/>

(注:)PDFのリンクが開けませんので該当ページから入ってください。

2 「JASの紹介」の動画に関して

一般社団法人 日本農林規格協会（JAS協会）は「JASの紹介」の動画を作成された。JAS協会のHPからYouTubeをクリックしてご覧いただける。

<http://www.jasnet.or.jp/>

3 第45回 2021食肉産業展への出展について

一般社団法人日本食肉加工協会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合及び一般社団法人食肉科学技術研究所は、標記展示会に3団体合同で出展します。本展示会は、新型コロナウイルス感染症への対応として受付での密を回避するため、事前登録制となっています。ご来場の際は、ご登録の上お越しいただくようお願いします。

ブースで皆様のお越しをお待ちしています。どうぞお気軽にお立ち寄りください。

名 称 第45回 2021食肉産業展
同時開催：第46回FOODEX JAPAN2021
会 期 令和3年3月9日（火）～12日（金）
開場時間 午前10時～午後5時（最終日のみ午後4時30分）
会 場 幕張メッセ8ホール
入 場 料 5,000円(税込) **※事前来場登録者は無料**

※事前来場登録する際の注意事項等 URL：[事前来場登録 \(shokuniku-sangyoten.jp\)](http://shokuniku-sangyoten.jp)